

令和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令
(令和2年1月7日公布・環境省令第1号)

令和2年1月
環境省
環境再生・資源循環局

1. 改正の趣旨

- 廃棄物処理法第15条の2の5の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者が、一般廃棄物のうち産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものとして環境省令(廃棄物処理法施行規則第12条の7の16)で定めるものを処理しようとする場合には、都道府県知事に事前に届出をすれば、当該産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設とみなし、一般廃棄物を処理することができることとされている(非常災害時は、処理開始後、遅滞なく届け出れば足りる。)
- 令和元年台風第19号及び同年台風第21号(以下「本件台風」という。)により、被災地域においては大量の災害廃棄物が発生しており、災害廃棄物(一般廃棄物)のうち、大量に発生したコンクリートくず等を迅速に処理するため、「令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令(令和元年11月1日公布・環境省令第13号)」(以下「特例省令」という。)を制定し、安定型最終処分場の設置者が、本件台風により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合について、当該処分場において、本件台風により生じた一般廃棄物(発生地域は指定)を処理する場合に限り、都道府県知事に届出をすることにより、当該処分場を一般廃棄物最終処分場とみなすことができることとする特例措置を講じている(有効期間は令和3年10月31日まで)。
- 本件台風により、被災地域において、廃油、廃酸又は廃アルカリ(ポリタンクに入ったもの)、それらが混ざった汚泥が災害廃棄物として発生しているところ、これらは一般廃棄物処理施設での処理が困難であるため、処理が可能な産業廃棄物処理施設において処理する必要がある。
- 汚泥、廃油、廃酸又は廃アルカリ(以下「汚泥等」という。)は、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の対象とはなっておらず、災害廃棄物として発生したこれらを産業廃棄物処理施設で処理する場合には、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要であり、その取得には時間を要する。
- 生活環境保全上の観点から、災害廃棄物を迅速に処理するために、特例省令の対象範囲を以下のとおり改正することで、汚泥等の産業廃棄物処理施設の設置者が、都道府県知事への届出

を行うことにより、当該処理施設を一般廃棄物処理施設とみなすことができることとし、手続きの簡素化を図ることとする。

2. 改正の内容

- 特例省令第2条第1項において特例の対象となる産業廃棄物処理施設の種類及び同施設において処理する一般廃棄物（令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により生じた一般廃棄物（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県又は長野県の区域内において生じたものに限る。）に限る。）について以下のとおり追加する。

産業廃棄物処理施設の種類	一般廃棄物
汚泥の脱水施設	汚泥
汚泥の乾燥施設	汚泥
汚泥の焼却施設	汚泥
廃油の油水分離施設	廃油
廃油の焼却施設	廃油
廃酸又は廃アルカリの中和施設	廃酸又は廃アルカリ
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物
廃酸又は廃アルカリの焼却施設	廃酸又は廃アルカリ

3. 施行の日

公布の日

環循適発第 1911011 号
環循規発第 1911011 号
令和元年 11 月 1 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）

廃棄物規制課長
（公印省略）

令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について（通知）

令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第 13 号。以下「特例省令」という。）が、令和元年 11 月 1 日に公布され、同日施行された。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 制定の趣旨

令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号の発生に伴い、被災地域においては、膨大な量の廃棄物が発生しており、それらの中には、家屋等の損壊により、コンクリートの破片等が一般廃棄物として排出されたものが大量に含まれている。そのため、これらのコンクリートの破片等の迅速かつ円滑な処理を進めるための特例措置を講じたものである。

第二 制度の内容

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 7 条第 14 号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者が、当該安定型最終処分場において令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合については、廃棄物の処

理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づき都道府県知事に届け出ることにより、法第 8 条第 1 項の許可を受けずに、当該安定型最終処分場を一般廃棄物処理施設として設置することができ、安定型産業廃棄物（令第 6 条第 1 項第 3 号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）と同様の性状を有する一般廃棄物を処理することができることとしたこと（特例省令第 2 条第 8 号）。

なお、法第 15 条の 2 の 5 第 1 項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる（同条第 2 項）。

1 特例省令の対象となる場合について

特例省令の対象は、安定型最終処分場の設置者が、その処理施設において、令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に限定されていること。令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合とは、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び長野県の区域内の市町村の委託を受けて令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により生じた一般廃棄物の処理を行う場合のほか、当該市町村の指揮監督の下にこれらの処理を行う場合をいうこと。したがって、安定型最終処分場の設置者から法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の届出があった場合には、当該届出をした者に対し、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び長野県の区域内の市町村との処理に係る契約書等を確認する等、当該届出に係る処理が令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に該当することを確認した上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 12 条の 7 の 17 第 4 項の受理書を交付すること。

2 特例安定型最終処分場において処理できる一般廃棄物について

特例省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された安定型最終処分場（以下「特例安定型最終処分場」という。）において処理できる一般廃棄物は、安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（当該特例安定型最終処分場に係る法第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものであるものに限る。）に限定されていること。

具体的には、以下の(1)から(3)までのいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）であること。

- (1) 令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により生じた一般廃棄物（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び長野県の区域内において生じたものに限る。）
- (2) 次のいずれかに該当する一般廃棄物
 - ① 廃プラスチック類
 - ② ゴムくず
 - ③ 金属くず

- ④ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）
- ⑤ コンクリートの破片その他これに類する不要物
- (3) 次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であつて、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの
 - ① 令別表第五の下欄に掲げる物質。具体的には、以下の物質をいうこと。
水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、一・四―ジオキサン及びダイオキシン類
 - ② 有機性の物質
 - ③ 建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去された石綿
 - ア 石綿保温材
 - イ けいそう土保温材
 - ウ パーライト保温材
 - エ 人の接触、気流及び振動等によりアからウまでに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物について、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法としては、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法」（平成 10 年環境庁告示第 34 号）を参考にされたいこと。なお、(3)③の「当該材料から除去された石綿」には、家屋等の損壊によりはく離した石綿を含むこと。

3 特例安定型最終処分場に係る維持管理基準等について

特例安定型最終処分場については、当該処分場において処理した一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が適用されること（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）第 2 条第 4 項）。また、当該処分場の設置者に課せられる維持管理情報の公表・記録の閲覧の義務の履行に当たっては、当該施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物とみなされた一般廃棄物に係る維持管理情報についてもあわせて公表・閲覧する必要があること（規則第 12 条の 7 の 18）。

4 特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物に係る処理基準について

特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物については、一般廃棄物の処理

基準が適用されること（令第3条第3号）。

5 特例省令の有効期間について

本特例省令は、令和3年10月31日に失効すること。そのため、特例省令の失効後、特例安定型最終処分場を法第15条の2の5第1項の届出に係る一般廃棄物の埋立処分の用に供する場合には、法第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置許可を受ける必要があること。

第三 その他

令和元年台風第19号及び同年台風第21号により生じた一般廃棄物の適正処理を確保するため、特例安定型最終処分場に対して、定期的に報告徴収・立入検査を実施されたいこと。実施に当たっては、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び長野県の区域内の市町村との処理に係る契約書等の関係書類、維持管理情報の記録及び実際に処理されている一般廃棄物の種類の確認等により、法第15条の2の5第1項の届出に係る一般廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを確認すること。当該届出に係る一般廃棄物以外の一般廃棄物の処理が行われている等、不適正な処理が行われていることを確認した場合には、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたいこと。